

平成 23 年 12 月 27 日

東京都児童福祉審議会
委員長 網野 武博 様

(社) 東京都民間保育園協会
会長 斉藤



東京都児童福祉審議会専門部会に関する 意見書の提出について

貴職におかれましては、常日頃より、民間保育園の事業推進に関しまして多大なるご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、東京都児童福祉審議会におかれましては、専門部会を設置し、児童福祉施設最低基準の条例化に向けて審議をされているところであります。

当協会といたしましては、このたび、平成 23 年 11 月 21 日に開催された専門部会において、審議された内容につきまして、別紙のように見解を取りまとめ、本日、東京都福祉局に提出をいたしましたので、そのご報告をさせていただきます。

是非、委員の皆様にもご一読いただきまして、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

以上

平成 23 年 12 月 27 日

東京都福祉保健局長

杉 村 栄 一 様

(社) 東京都民間保育園協会

会 長 斉 藤 和 巳

東京都児童福祉審議会専門部会に関する 意 見 書

貴職におかれましては、常日頃より、民間保育園の事業推進に関しまして多大なるご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、東京都児童福祉審議会におかれましては、専門部会を設置され、最低基準の条例化に向けて審議をされているところであります。

当協会といたしまして、このたび、上記審議会委員の構成について及び平成 23 年 11 月 21 日に開催された専門部会において審議された内容につきまして、下記のとおり見解を取りまとめましたので、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

1. 審議会等の委員に当協会より委員の推薦をさせていただきます。

当協会は、都内の民間認可保育園のほとんどが加入する、唯一の社団法人として活動している団体であります。従いまして、今後の児童福祉に関する様々な都行政の施策に関する審議会等に、東京都社会福祉協議会保育部会と同様に委員等の推薦をさせていただけるよう、ご高配のほどお願い申し上げます。

2. 0 歳児の保育室面積 5.0 m²を基本にしてください。

東京都におかれましては、昭和 43 年度より零歳児保育指定保育所制度を創設されました。これは、国の定める最低基準に全国に先駆けて上乘せをし、0 歳児一人当たりの基準面積を 5.0 m²とするなど、保育所における 0 歳児の人的・物理的保育環境を改善するものであり、質の高い 0 歳児保育を支え続けていただきました。全国の保育を先導したこの実績には非常に大きいものがあります。

児童のより良い保育環境を積極的に推進するためにも、この基準は再び実現していただきたいところではありますが、昨今の深刻な待機児童の状況に鑑み、今般の条例化に関しては、「乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき 3.3 m²」とすることは止むを得ないとするものです。

しかしながら、0 歳児の待機児童対策に一定の目途がついた段階では、再度 0 歳児一人当たり 5.0 m²に戻せるよう、条例作成において特段のご配慮をお願い致します。

また、区市町村において、現時点で例えば 5.0 m²等と要綱等で自主的に規定されている場合には、区市町村の自主性が尊重されるよう条例に規定されることを望みます。

3. 「医務室」という名称を「保健室」「保健コーナー」に変えてください。

医務室を、満 2 歳以上の幼児を入所させる保育園についても必置とすることは、保育所保育指針における子どもの視点や感染症予防の観点からも非常に重要で、かつ有効であると考えます。

しかしながら、このことがただちに義務づけられますと、面積に余裕のない保育園では支障を来しかねないところから、既存の認可園に関しては、当分の間は従来どおりの取り扱いとし、将来改築等をする場合に必置とするようご配慮を願います。

また、保育園にはもともと医師が常駐していないところから、名称は「医務室」とするよりも、今般条例化するに当たっては、学校等と同様に「保健室」または「保健コーナー」などと規定されることを望みます。

4. 原則的な「保育時間」を明確に規定してください

保育時間につきましては、国基準として「保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して保育所の長がこれを定める。」とされております。

このことについて、平成 23 年 11 月 21 日に開催された、東京都児童福祉審議会専門部会の資料の別表 2 (9 頁)「その他」においては、「参酌すべき基準」とされていますが、国との相違点もないところから、条例及び規則に国基準どおり明確に規定することを望みます。

5. 開所時間「原則として概ね 11 時間」の「概ね」の解釈について

開所時間につきましては、今般「原則として概ね 11 時間」と規定することについては、異論はありません。

しかしながら、この条例が施行された場合、保育所指導検査の場面において、検査担当者と保育園側との間で、「概ね」について解釈の相違が生じ混乱することが懸念されます。

私共、民間の認可保育園は、その地域の特性や保護者のニーズに即した対応を求められているため、例えば園の行事や地域の行事等の関係で園児が一人もいなくなるなどの場合について、その実態に応じて設置者の判断と責任のもとに、開所・閉所時間について柔軟に対処できるよう、要綱もしくは指導検査基準等に明記していただくことを望みます。

以上